

序章

船橋市は、北部から中央部に広がる下総台地と東京湾に注ぐ江戸川や海老川、真間川^{ままがわ}などが複合的に形成した南部の三角州からなり、台地・斜面から低地、海岸へと続く地形的な特徴を有しています。また、これらの地形は、台地と低地との境界にある崖の端部から湧き出る地下水や谷底平野^{こくてい}を形成した河川等とも一体となって、古^{いにしえ}より豊かな自然環境を地域に提供してきました。これらの多様な自然環境は、江戸時代以降に栄えた農業や東京湾有数の漁業に恵みを与えてきました。

一方、船橋市は首都東京に近い立地を背景として、戦後になると海面埋立による工業団地造成が進められるとともに、鉄道・道路網の発展にともない宅地造成が進行しました。このような近年の社会環境の変化は、船橋市の生物多様性にも影響を与えてきています。

国内では平成 20 年に生物多様性基本法が施行され、平成 22 年には生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が名古屋で開催されました。国内外で生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組が進められてきています。船橋市においても、平成 24 年に策定した「船橋市総合計画 後期基本計画」の分野別計画の中で“生物多様性地域戦略の策定”を掲げました。

本戦略は、船橋市の地域特性を十分に踏まえて、今後の生物多様性の保全のあり方や持続可能な利用を進めていくための考え方を示すものです。

そのために、私たちの暮らしを支える自然を守ることだけではなく、船橋市の生物多様性がもつ多面的な機能や価値を大いに活用し、人々の生活や産業などの生産活動、人口減少や少子高齢化に対応したまちづくりなどにも積極的に活かしていくことも重要な視点としています。

本戦略においては、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることが、様々なまちづくりの取組の付加価値を高め、安全で豊かな暮らしを送ることにつながっていくこと、さらには市民や事業者による新たな取組が船橋市から始まり広がっていくことを目指しています。